

# マイホームと税金 (2)

## 2 不動産取得税

不動産を手に入れたときにかかる税金が不動産取得税で、これは道府県税です。税率は不動産価額の3%ですが、新築住宅などで一定の要件にあてはまるものは、一五〇万円の控除があります。

## 3 所得税の住宅取得控除

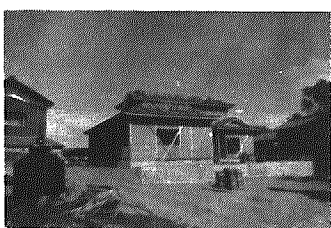
昭和四十七年一月一日から昭和四十八年十二月三十一日までの間に新築された住宅に着手したり、新築後使用されていない家屋を買い入れたりした時、次の要件にあてはまるものであれば、その家屋の床面積33平方メートルあたり十万円を取得価額として、その取得価額の1%（最高二万円）が、その家屋に居住した年以後三年間、各年度の所得税から控除されます。

## ◎共働きで住宅を取得したときの贈与税関係

(1) 家屋の床面積が二〇平方メートル以下であること。  
(2) 工事を完了した日または買入れの日から六ヶ月以内に自分で居住すること。また、引き続き、控除を受ける年の十二月三十一日まで居住していること。

この控除を受けるためには、その年の所得税の確定申告書に次のような書類を添付して、控除を受ける金額を記載しなければなりません。

共働きで夫婦が互いに資金を出し合って住宅を取得したときその不動産登記の名義を夫の名義にする、妻が出した資金については妻から夫への贈与となり贈与税がかかります。このようにときは、それぞれ出し合った資金の額に応じた共有の登記にすると、贈与税はかかりません。たとえば、夫が三百万円、妻が二百万円を出して五百万円の住宅を購入したときは夫の持分を五分三、妻の持分を五分の二とした共有の登記をすれば、贈与税はかかりません。



新築工事の請負契約書、売買契約書など、その家屋の工事の着手年月日や取得年月日を証明する書類の写し。  
(3) 住民票の写し。

## 昭和47年度納税組合成績表

町	名	定	額	収	納	率	前	年
1	町	立	1,592,990円	1,592,990円	100%	100%		
2	町	立	2,837,840	2,837,840	100	100		
3	町	立	2,800,230	2,800,230	100	100		
4	町	立	2,831,530	2,831,530	100	100		
5	町	立	3,510,550	3,510,550	100	100		
6	町	立	3,562,600	3,562,600	100	100		
7	町	立	1,877,170	1,877,170	100	100	98.71	
8	町	立	1,856,500	1,856,500	100	100		
9	町	立	2,799,230	2,799,230	100	100		
10	町	立	1,032,010	1,032,010	100	100		
11	町	立	2,457,730	2,457,730	100	100		
12	町	立	997,430	997,430	100	100	99.90	
13	町	立	3,199,230	3,199,230	100	100		
14	町	立	2,506,030	2,506,030	100	100		
15	町	立	2,933,630	2,933,630	100	100		
16	町	立	2,492,430	2,492,430	100	100	98.23	
17	町	立	3,991,420	3,991,420	100	100		
18	町	立	4,608,860	4,608,860	100	100	98.73	
19	町	立	8,250,600	8,250,600	100	100		
20	町	立	4,602,040	4,602,040	100	100		
21	町	立	7,204,350	7,204,350	99.99	98.49		
22	町	立	3,782,880	3,782,880	99.83	97.68		
23	町	立	4,909,690	4,909,690	99.57	100		
24	町	立	2,238,360	2,238,360	99.40	93.64		
25	町	立	5,436,910	5,436,910	99.32	100		
26	町	立	6,432,330	6,432,330	99.19	99.21		
27	町	立	1,773,100	1,773,100	99.31	99.99		
28	町	立	2,439,110	2,439,110	98.97	93.32		
29	町	立	4,141,810	4,141,810	98.87	98.39		
30	町	立	2,937,610	2,937,610	98.78	100		
31	町	立	4,765,040	4,765,040	98.61	98.26		
32	町	立	5,311,240	5,311,240	98.37	93.76		
33	町	立	6,252,830	6,252,830	98.37	99.21		
34	町	立	5,681,840	5,681,840	98.32	96.62		
35	町	立	3,039,520	3,039,520	98.20	96.35		
36	町	立	2,598,930	2,598,930	97.99	97.12		
37	町	立	5,086,960	5,086,960	97.59	98.93		
38	町	立	4,144,220	4,144,220	97.50	95.24		
39	町	立	4,890,450	4,890,450	97.23	97.56		
40	町	立	6,934,000	6,934,000	97.02	93.38		
41	町	立	4,013,690	4,013,690	96.91	97.37		
42	町	立	4,456,130	4,456,130	96.48	97.39		
43	町	立	4,439,530	4,439,530	96.44	97.39		
44	町	立	1,687,768,230	1,687,768,230	98.79	98.71		

## 百パーセントは二十組合 納税組合の表彰行なう

六月十一日午後二時より、役場議場において昭和四十七年度の納税組合の表彰式が行なわれ、百パーセント収納組合に町長より、その表彰状が授けられました。

労働者財産形成促進法による、いわゆる「財形貯蓄」で一定の要件にあてはまるものも含まれます。住宅貯蓄契約に基づき積立などにより、貯蓄取扱機関から積立額などが記載された「貯蓄証明書」が交付されますから、この証明書を確定申告書に添して控除を受けることとなります。

## 在職十年以上の方も 表彰を受ける

また、町条例に基づき連絡員及び納税組合長として、在職十年以上の方に感謝状と記念品が贈呈され、次の方がその労を稱えられた。

- 連絡員
- 七区 渡辺 政衛 十年
- 八区 時田 善一 十年
- 九区 久保田 五助 十年
- 納税組合長
- 七区 渡辺 政衛 十年



タバコは町内のタバコ屋さんで買います

# こんな時に食中毒が!

つゆにはいると、気温も湿度も高くなり、ムシムシする日が多くなる。このような天気が続くと、平常健康な人でも体調をくずすことが多い。また、食物などもカビが生えたり、腐りやすくなるので、食中毒の発生にも増えやすくなる。

一、気温三〇℃以上が十時間以上継続したとき。  
二、湿度九〇%以上が二十四時間以上継続したとき。  
三、二十四時間以内に急激に気温が上昇しその差が一〇℃以上を超えたとき。  
四、つぎの二つの条件が同時に発生した場合、または、それが予測される時。

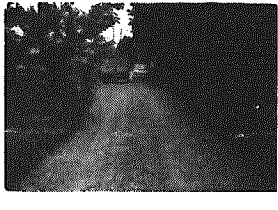
(2) 湿度八〇%以上となり、かなりの時間(三時間以上)継続する時。  
こんな時に食中毒の発生率が非常に高くなっており、各家庭において食べ物には充分気をつけ、このイヤな季節を健康で乗り切りたいものです。

郵便物がぬれます 郵便物が湿気や雨でぬれやすく、あて名が読みとりにくくなる場合があります。次のことにご協力をお願いします。

特別障害年金 支給のお知らせ 昭和十二年七月七日から昭和十六年二月七日までの間に本邦・樺太・千島列島・朝鮮・満洲・台湾などに在籍し、日華事変に関する勤務に関連して傷病にかかり、これによって昭和四十七年一月一日現在の不具廃疾の状態が第五款症以上であるときは、その程度に応じた特別障害年金を支給することになりました。

## 「私も一言」

住宅が増える、車が増える、道路が良くなる。でも、最近いつも通って感じる事は、上山田地内が国道8号線へ通って下山田地内を通る町道の狭いのはビックリします。



路上ですれ違う事が難しい状態の町道であり、附近には小学校もあり、しかも通学道路に指定されていると思います。交通事故の犠牲者が出てからは、遅く交通安全の対策上大変危険でもありますので、住み良い明るい町、道路の良い町と町民一人一人が心からそのように思う時が一日も早く来るよう町行政の格段のご配慮ご努力を節にお願い致します。

表札と大型の受箱を 木製の古くなった表札は雨にぬれると読みにくくなります。できるだけ新しいものと取り替え、町名、番地や家族、同居者全員の姓名をはっきり、わかりやすく書かしてください。またつゆ時は受箱がないと、配達された郵便物がぬれて玄関に落ちてよこれたりすることがありますので、ぜひ受箱を設置してください。

郷土の文化財 (3) 仏足石 この仏足石は本場満行寺境内に保存されており、玄武岩質石材(高さ約45cm、縦60cm、横80cm)に仏足(足長47cm、巾24cm)が溝(凹)彫りなされています。この作製は記録がないため詳細は不明であるが、田舎の寺には珍らしい種々の書類から推定すると嘉永六年(ペリ来航の年)と寺の記録にある故この落慶を記念して据えられたものと推定される。仏足石は輿論の足の裏形を石に刻んだもので釈迦が入滅の時、インドのマ

